

第1号様式(第3条関係)

審査基準・標準処理期間個票

許認可等の名称	那覇市立森の家みんなの利用料金の還付
根拠法令及び条項	那覇市立森の家みんな条例 第9条 第4項 那覇市立森の家みんな条例施行規則 第3条
審 査 基 準	
<p>那覇市立森の家みんな条例 (利用料金)</p> <p>第9条</p> <p>4 既に支払われた利用料金は、返還しないものとする。ただし、教育委員会規則で定める事由に該当する場合は、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p>那覇市立森の家みんな条例施行規則 (利用料金の返還)</p> <p>第3条 条例第9条第4項ただし書の規定により利用料金を返還することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 天災その他不可抗力により利用できなくなった場合 全額又は利用できない期間に係る額</p> <p>(2) その他指定管理者が必要と認める場合 指定管理者が必要と認める額</p>	
標準処理期間	7日
所管部署	生涯学習部 生涯学習課(098-917-3502)
更新日	平成27年4月1日